

説 明 書

委託業務名	旅行消費額調査・分析(2024年版)業務		
履行期間	契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで		
契約上限額(税込)	1,600 千円	説明会	開催しない
仕様書等に対する 質問書提出期限	令和7年5月16日(金)17時まで		
仕様書等に対する 質問書回答期限	令和7年5月23日(金)17時まで		
参加資格確認 申請書提出期限	令和7年5月30日(金)17時まで		
提案書提出期限	令和7年6月20日(金)17時まで		
企画コンペ(書類審査)	令和7年7月第1週頃を予定		
最優秀提案者の決定	令和7年7月第1週頃を予定		

1 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

- ア 参加資格確認申請書(様式第2号) 1部
- イ 誓約書(様式第3号) 1部
- ウ 会社概要(パンフレットで可) 1部

- (2) 申請書等の提出は、持参又は郵送による。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

2 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、様式第1号に記入のうえ、電子メールにより提出すること。

提出先: 佐賀県観光課 (kankou@pref.saga.lg.jp)

注) 電子メールの標題は「質問書(質問者名): 旅行消費額……業務委託」とすること

注) 電子メールの送信後、着信確認の電話を入れること。(Tel: 0952-25-7386)

- (2) 回答 令和7年5月23日(金)までに質問者に対し電子メールにより回答する。また、

必要に応じて応募者全員に回答する。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式) 5部

※1社につき1提案に限る

※各ページに通し番号をふり、「旅行消費額調査・分析(2024年版)業務委託企画提案書」と記載した表紙を付けること

イ 見積書(任意様式) 正本1部 副本4部

※見積書は見積額(消費税及び地方消費税額を含む。)及びその明細について記載すること

ウ 業務実施スケジュール案(進め方、手順等) 5部

エ 業務実施体制(責任者のプロフィール及び活動実績等、業務に携わる要員及び役割分担等) 5部

オ 実績書(様式第4号) 5部

(2) 作成にあたっての注意事項

ア A4縦長左綴じ(ホチキス留め。図表等についてはA3判の折込も可)

イ 提案書は仕様書に沿った内容とすること。

(3) 提出書類の取扱い

ア 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された提案書は返却しない。

イ 企画提案書の受理後、県が必要であると判断した場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された書類は、選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

エ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的に利用することはない。

(4) 提出は持参又は郵送による。

※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(5) 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

4 最優秀提案者の選定について

(1) 提出された企画提案書等を審査(書類審査)し、最も優れている参加者を最優秀提案者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

(2) 最優秀提案者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上

の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定する。

- (3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- (4) 最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を新たな最優秀提案者として手続を行う。最優秀提案者が契約の相手方として決定される前に佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者となった場合も同様とする。

5 契約書について

- (1) 最優秀提案者は、収支等命令者から交付された契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から7日以内に収支等命令者に提出しなければならない。ただし、収支等命令者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。

6 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本企画コンペの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)に基づき、適切に管理するものとする。
- (4) 本企画コンペの質問は、9の問い合わせ先で受け付ける。質問応答の内容は必要に応じて参加者全員に周知する。

7 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則(平成4年3月31日佐賀県規則第35号)に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり

8 添付書類

- (1) 公示
- (2) 業務委託仕様書
- (3) 様式第1号～第4号
- (4) 評価基準

9 問い合わせ

担当課 佐賀県地域交流部文化・観光局観光課 観光企画担当

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7386 FAX 0952-25-7304

Mail kankou@pref.saga.lg.jp